

新必修科目「公共」における新テスト形式の問題について

～模擬裁判を題材として～

発表者 大塚 雅之 (大阪府立三国丘高等学校)

南 昌宏 (大阪弁護士会)

本課題研究は、新必修科目「公共」が大学入試試験科目として登場するならば、どのような出題形式が考えられるか、どのような問い方によって「公共」でめざされる思考力を問うことが可能かについて、法教育に関わるところから提案することを目的とするものである。学習指導要領によると、「公共」の内容は大項目 A「公共の扉」、B「自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち」、C「持続可能な社会づくりの主体となる私たち」の3つで構成されることとなっている。特に大項目 B では、13の主題が示され、法教育に関わるところでは、「法や規範の意義及び役割」、「多様な契約及び消費者の権利と責任」、「司法参加の意義」の3つの主題が記された。

本研究では、「司法参加の意義」の主題を取り上げることとした。学習指導要領解説によると「模擬裁判など、司法参加の手続きを模擬的に体験することにより、裁判や法律家が果たす役割、適正な手続き、証拠や論拠に基づき公平・公正に判断することについて多面的・多角的に考察、構想し、表現できるようにすることを」ⁱという記述されている。そのため、弁護士と協働で模擬裁判を実施し、作成したテストを高校2年生40名に実施することとした。

作成したテストの出題形式については、大学入試試行調査の形式にできるだけ近づけることとした。具体的に参考とした出題形式をいくつか紹介したい。第一に平成29年試行調査の現代社会第4問の間4である。この問題では、「前提となる事実」と「前提から主張を導ける理由」と「主張」を分けて考えさせるツールミンモデルが用いられている。発表者が作成した問3の問題も同様にツールミンモデルを提示し、模擬裁判において有罪を立証するための「前提となる事実」と「前提から主張を導ける理由」を選ばせる問題とした。また、この問題については、正解を一つとせず、組み合わせ方によって解答が異なるものとした。この点については、平成30年試行調査の現代社会第3問の間3を参考としている。第二に平成29年試行調査の現代社会第5問の間5を参考としている。この問題では、裁判員制度の是非について学生同士が会話し、会話の流れから発言がどの学生によってなされたかを問う問題となっている。発表者が作成した問4の問題も同様に、模擬裁判における被告人が有罪か無罪かについて高校生が会話し、発言者が誰であるかを問う問題となっている。第三に平成29年試行調査の現代社会の第1問の間4を参考としている。この問題では、推論を説明し、推論として妥当なものを選ぶものとなっている。発表者の作成した問題の間3は試行調査とはやや異なるが、被告人の主張への反論として妥当なものを選ばせる問題となっている。

本研究の意義は、「社会に開かれた教育課程」ⁱⁱを理念の一つとする次期学習指導要領に基づき、学校教員と弁護士が模擬裁判の実施方法や評価問題について協力したことだと考えている。今回作成した評価問題等がさらに良いものとなるよう、多くの方からご意見をいただきたい。

ⁱ 高等学習指導要領（平成30年告示）解説公民編 p60

ⁱⁱ 「社会に開かれた教育課程」を実現するために必要な方策について（文部科学省教育課程部会資料）